

金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(案)等への
意見提出(2025.12.24)

一般社団法人 日本貿易会
サステナビリティ推進委員会

原案:<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20251126/20251126.html>

- 2025年11月26日、金融庁は、サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備等を含む企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「開示府令」といいます。)等の改正(以下「本改正」といいます。)についてパブリックコメントを実施することを公表しました。
- これを受け、2025年12月24日、当会のサステナビリティ推進委員会を通じて、本パブリックコメントを下記のとおり、金融庁に提出しました。

記

意見①

- 該当箇所:(別紙1)内容等の開示に関する内閣府令の一部改正(案) 全般
- 意見内容:適用開始時期については、サステナビリティ開示基準への対応にあたり、社内外におけるデータ収集体制の整備や、海外拠点・投資先を含むグループ全体でのガバナンスおよび算定プロセスの構築に一定の期間を要することを踏まえ、企業の準備期間を十分に確保することを要望します。
- 理由:特にグローバルに事業を展開し、多様な事業・投資ポートフォリオを有する企業においては非財務情報の収集・検証には多部門連携が必要であり、準備期間が不足すると誤記載や不完全な開示のリスクが高まります。サステナビリティ情報の網羅性・正確性を確保するため、段階的な体制整備が不可欠です。

意見②

- 該当箇所:(別紙1)企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正(案)(P5、6項)
- 意見内容:今般、府令においてSSBJ基準とISSB基準の整合性が明示されたことを踏まえ、日本企業についてはISSB基準の選択適用が不可能である理由について、合理的な説明をいただきたいです。
- 理由:有価証券報告書において適用可能な開示基準は、SSBJ基準に限定する旨が今回改正案で明らかとなりましたが、一方で外国籍企業についてはISSB基準の適用も可能とする規定が追加されております。然しながら、当該規定は金融庁ワーキンググループでもこれまで議論されておらず、十分な検討を経た結論とは言い難いと考えます。

SSBJ 基準開発当初から、グローバル企業にとっては国内基準である SSBJ 基準に準拠するよりも、ISSB 基準に準拠する方がメリットが大きいと考え、ISSB 基準の選択適用を可能とするよう、会員商社の意見を反映し、日本貿易会としてコメントしてまいりました。今般、府令において SSBJ 基準と ISSB 基準の整合性が明示されたことを踏まえ、日本企業については ISSB 基準の選択適用が不可能である理由について、合理的な説明を頂きたいと考えます。

意見③

- ・ 該当箇所:(別紙1)企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正(案) (P.8)
- ・ 意見内容:SSBJ 基準の適用に伴い、準拠状況や、その他事項(重要性評価・将来情報、Scope3 温室効果ガス排出量推論過程や社内開示手続等)の記載の必要性は理解できる一方、これらの記載は企業の事業特性や情報の性質を踏まえ、過度に形式的又は詳細にならないよう、運用上の配慮を要望します。
- ・ 理由:重要性評価や将来情報、Scope3 排出量は、仮定や見積りに依拠する性質を有しており、適切な記載の範囲や粒度は企業ごとに異なります。
よって、記載内容が画一化することにより、企業の実態や重要性の判断が十分に反映されなくなることは避けるべきと考えます。一方、見積値と確定値の差異を半期報告書で記載可能とする点については、サステナビリティ情報の特性を踏まえた実務的な対応として評価します。

意見④

- ・ 該当箇所:(別紙1)企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正(案)
(58-2)人材戦略に関する基本方針等(P.10)
- ・ 意見内容:「連結会社の人材戦略を連結会社の経営方針・経営戦略等に関連付けて、具体的に記載すること。」に関して、連結ベースでの開示の中身については各社方針に委ねられているのか、或いは一定の基準が求められているのかが不明瞭です。
具体的な記載例の掲示を要望いたします。

意見⑤

- ・ 該当箇所:(別紙1)企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正(案)第二号様式中(58-2)b (P.10)
- ・ 意見内容:「提出会社に係るものに限ることができる。」との但書きについて、今後削除することはしないでいただきたいです。

- 理由:グループ経営の考え方や方針、管理実態は各社で区々であるところ、全ての提出会社が連結会社の「給与(賞与を含む。)その他の給付の額及び内容の決定に関する方針」を把握又は管理している訳ではないのが実態であるため、そうした会社にとって、本事項の開示対象を一律連結会社とされることは、極めて過重な負担となるからです。

意見⑥

- 該当箇所:(別紙1)企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正(案) 第二号様式
 - 記載上の注意「(30)サステナビリティに関する考え方及び取組」等
- 意見内容:SSBJ 基準適用企業は有価証券報告書における人的資本に関する情報開示は、「サステナビリティに関する考え方及び取組」のみで行い、「従業員の状況等」での記載は任意とすることを提案します。
また、人的資本について求められる開示内容は内閣府令に準拠するのではなく、SSBJ 基準に準拠して作成されることが適切と考えます。
- 理由:有価証券報告書「サステナビリティ情報に関する考え方及び取組」において、対象会社は SSBJ 基準に準拠して開示を行う旨が、今回改正案において明確化されました。SSBJ(ISSB)基準は、現時点で開発済テーマ別基準は「気候変動」のみですが、今後「生物多様性」や「人的資本」に関する基準を追加開発する計画が公表されており、また、テーマ別基準が開発前の段階であっても、企業にとって重要性がある場合には「気候変動」以外のテーマも開示が必要である旨が規定されています。
同規定を踏まえ、SSBJ(ISSB)基準を適用する多くの企業は、「サステナビリティ情報に関する考え方及び取組」において人的資本に関する情報開示を行うものと考えます。
一方、今回の改正案では「従業員の状況等」における開示拡充も含まれており、例えば新たに人材戦略の開示が必要となります。
「サステナビリティに関する考え方及び取組」において SSBJ 基準を適用し人的資本の情報を開示する場合、多くの企業では人材戦略を開示情報に含めると考えるため、両パート間で開示内容に重複が生じます。また、「従業員の状況等」では他にも多様性指標の開示が求められるなど、SSBJ 基準に基づく人的資本の開示と重複し得る項目が複数存在します。然しながら、開示パートが異なることから統合して記載することは困難であり、仮に統合して記載する場合でも、今後導入予定の第三者保証制度において、どの部分を保証対象とするのかが不明確となります。
以上の課題を踏まえ、SSBJ 基準適用企業は有価証券報告書における人的資本に関する情報開示は、「サステナビリティに関する考え方及び取組」のみで行い、「従業員の状況等」での記載は任意とすることを提案します。
また、上記に従って、人的資本について求められる開示内容は内閣府令に準拠するのではなく、SSBJ 基準に準拠して作成されることが適切と考えます。
各種サステナビリティ関連の開示情報の中でも、人的資本に関する情報は従業員構成や事業

形態等、各社の状況によって指標の有用性が異なると考えております。その為、十分な議論なく同一指標の開示を上場企業全社に適用することは、有価証券報告書利用者の便益は限定的な一方、徒に企業の負担ばかりを増加させることになります。各社のビジネスモデルや事業戦略等を踏まえた取り組み実態や進捗の把握に資する開示を行うことが、企業及び利用者にとって重要と考えていることから、基準に則った前提で各社に開示内容の判断を委ねる SSBJ 基準を人的資本開示の基礎とすることが、有用な人的資本開示の実現に資すると考えます。

意見⑦

- ・ 該当箇所:(別紙1)企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正(案) 第2【事業の状況】2【サステナビリティに関する考え方及び取組】/第5【従業員の状況等】(1)人材戦略に関する基本方針等
- ・ 意見内容:人的資本に関して、「サステナビリティに関する考え方及び取組」や「人材戦略に関する方針」と記載箇所が複数あり、どちらに何を記載するのか棲み分けが難しいです。具体的な記載例の掲示を要望いたします。

意見⑧

- ・ 該当箇所:(別紙1)企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正(案) 第二号様式「第二部 第4【提出会社の状況】」/同様式記載上の注意「(58-2)人材戦略に関する基本方針等」及び同様式記載上の注意「(58-3)従業員の状況」等
- ・ 意見内容:企業は既に任意の開示媒体で積極的に人的資本に係る情報を公開している中、有価証券報告書という規範性の高い開示媒体において改めて開示を求めるることは企業の負担を増やすことになる為、人的資本の開示に関する現状課題認識および有価証券報告書での開示を求める意義を明確にしていただきたいです。
- ・ 理由:改正案では、平均年間給与の対前年度比増減等の追加開示が求められていますが、同指標の算定方法および開示効果は限定的と考えます。平均給与は、従業員の年齢構成や雇用形態(総合職・一般職等)の構成比の変化によっても増減するため、賃金上昇の指標としては不十分です。また、企業は既に従業員の平均給与額および従業員数を通常開示しており、平均給与額の増減率は利用者において算出可能であることから、追加で必須指標とする根拠は乏しいと考えます。
また、上記指標に限らず、企業は人的資本について、既に任意の開示媒体で積極的に情報を公開しており、有価証券報告書という規範性の高い開示媒体において改めて開示を求めるることは企業の負担を増やすことになる為、現行のアプローチには合理的な説明が必要と考えます。よって、追加指標開示を決定する前に、人的資本の開示に関する現状課題認識および有価証券報告書での開示を求める意義を明確にして頂きたいと考えます。

なお、開示項目が追加された場合、その後の削減は困難となることが多いと考えられ、上記の意義を明確化せぬまま追加することは、有価証券報告書の記載内容のスリム化のモメンタムとも逆行するものと考えます。

意見⑨

- ・ 該当箇所:(別紙5)「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の一部改正(案)(P.2)
- ・ 意見内容:グローバル企業にとって、広範な取引先・拠点からの情報収集は過大な負担となり得るため、「合理的な範囲」を明確化し、過度なコスト・工数を回避しつつ信頼性ある開示が可能となる運用を求めます。
GHG プロトコルの考え方方に沿い、意思決定に資する情報を優先し、既存の内部情報を最大限活用した上で、追加収集はコストと有用性のバランスで判断できる枠組みとすべきです。特に Scope3 はサンプリング・推定を許容し、代表性・手法・前提の開示により透明性を確保することが重要です。合理的範囲の判断は企業固有の状況を踏まえ、一律基準ではなく原則ベースで運用可能とすることを要望します。
- ・ 理由:合理的な範囲の定義が不明確なままで、広範な取引先や拠点を対象とした情報収集に過大な負担が生じ、実務的かつ信頼性ある開示が困難になるからです。

意見⑩

- ・ 該当箇所:(別紙5)「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の一部改正(案)
- ・ 意見内容:開示フォーマットは、既存の有価証券報告書との統合性を重視し、重複開示を回避できる設計・運用とすることを要望します。
合わせて、SSBJ 基準に基づく詳細な開示項目については、参照(クロスリファレンス)による記載を含め、企業の実態に応じた柔軟な対応が可能となるよう、運用上の取扱いの明確化を要望します。
- ・ 理由:ガイドライン上において、既存の有価証券報告書との統合方針や参照記載の取扱いが明確でない場合、重複記載や情報の冗長化による企業負担の増加が懸念されます。こうした点を踏まえ、参照記載の柔軟な活用を含め、実務に即した運用が図られることを期待します。

以上